

目標	内容
	<p>3 専門的援助技術の体系</p> <p>1) 直接援助技術の内容と機能</p> <p>① 個別援助技術(ケースワーク)</p> <p>② 集団援助技術(グループワーク)</p> <p>2) 間接援助技術の内容と機能</p> <p>① 地域援助技術(コミュニティーワーク)</p> <p>② 社会福祉調査法(ソーシャルワーク・リサーチ)</p> <p>③ 社会福祉運営管理(ソーシャル・アドミニストレーション)</p> <p>④ 社会計画(ソーシャル・プランニング)</p> <p>⑤ その他(ソーシャル・アクション、患者権利擁護、エンパワーメント)</p> <p>4 精神保健福祉士と専門的援助技術</p> <p>1) チームアプローチと専門的援助技術</p> <p>2) 生活支援と専門的援助技術</p>

精神保健福祉援助技術各論(60時間)

目標	内容
<p>1 精神障害者の疾病及び障害に配慮した個別援助技術(ケースワーク)について具体的事例に基づき理解させる。</p> <p>2 精神障害者の疾病及び障害に配慮した集団援助技術(グループワーク)について具体的事例に基づき理解させる。</p> <p>3 精神障害者ケアマネジメントについて具体的事例に基づき理解させる。</p> <p>4 精神障害者を対象とした地域援助技術(コミュニティワーク)について具体的事例に基づき理解させる。</p> <p>5 精神障害者を対象とした援助技術について具体的事例に基づき理解させる。</p>	<p>1 精神障害者を対象とした個別援助技術(ケースワーク)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 疾病及び障害に配慮した個別援助技術 2) 個別援助技術の実際と適用分野 3) 個別援助技術におけるスーパービジョン 4) 具体的事例検討 <p>2 精神障害者を対象とした集団援助技術(グループワーク)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 疾病及び障害に配慮した集団援助技術 2) 集団援助技術の実際と適用分野(生活技能訓練を含む) 3) 集団援助技術におけるスーパービジョン 4) 具体的事例検討 <p>3 精神障害者を対象とした地域援助技術(コミュニティワーク)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域援助技術の概念と基本的性格 2) 地域援助技術の具体的展開 <ol style="list-style-type: none"> ① ノーマライゼーションの推進と住民参加 ② 社会資源の活用と開発 ③ 地域社会における連携と調整機能 ④ 家族会、自助グループの支援 ⑤ ボランティア等地域マンパワーの育成と活用 ⑥ 地域援助 3) 具体的事例検討

目標	内容
	<p>4 精神障害者のケアマネジメント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ケアマネジメントの原則 <ol style="list-style-type: none"> ① ケアマネジメント ② 適用と対象 ③ 人権への配慮 2) ケアマネジメントの意義と留意点 <ol style="list-style-type: none"> ① ケアマネジメントの意義と留意点 ② 関係機関との連携 3) ケアマネジメントのプロセス <ol style="list-style-type: none"> ① 受理面接(インテーク) ② ニーズの把握とその評価 ③ 目標設定と計画的実施 ④ 包括的サービスの実現 4) チームケアとチームワーク 5) 具体的事例検討 <p>5 精神障害者援助と関連専門職種との連携</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) チーム医療における精神保健福祉士の役割 2) 専門職等の役割と機能 3) チームアプローチ及び生活支援の理念と精神保健福祉士の役割 4) 協力・連携による包括的保健・医療・福祉サービス

精神保健福祉援助演習(60時間)

目標	内容
<p>1 精神保健福祉士の専門的援助技術及びリハビリテーション技法について、実技指導を中心とする演習形態により具体的事例を取り上げ、個別指導及び集団指導を通してその精度を高めつつ習得させる。</p> <p>2 学生自身が自分自身で学習し、考え、主体的に行動する態度を養成する。</p>	<p>精神障害者に対する援助技術及びリハビリテーション技法が学生個々人に身につくよう、精神障害者の社会復帰に対する援助事例を取り上げるなどして、担当教員による個別指導並びに集団指導の下で、学生自身が積極的に報告し議論しあう形で事例研究およびロールプレイ等を行う。その際、次の点に留意すること。</p> <p>1 実習前においては、少なくとも精神科病院等保健・医療施設及び障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う施設等福祉施設における精神障害者援助技術のモデル的な事例を取り上げ、講義の内容を深め、実習の教育効果が上がるようにする。</p> <p>2 演習を通して援助関係の実際及びチーム医療の実践を身につけるようにする。</p> <p>3 実技指導等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 面接実技指導 2) 記録実技指導 3) 集団実技指導 4) 評価・効果測定実技指導 <p>4 精神保健福祉士としての、職業倫理についての理解を身につけさせるようにする。</p> <p>5 実習後においては、実習総括をふまえて、精神障害者に対する援助技術及びリハビリテーション技法をより深めて身につけさせるようにする。</p>

精神保健福祉援助実習(270時間)

目標	内容
<p>1 現場体験を通して精神保健福祉士として必要な知識及び技術並びに関連知識の理解を深める。</p> <p>2 精神保健福祉士として必要な知識及び技術並びに関連知識を実際に活用し、精神障害者に対する相談援助及びリハビリテーションについて必要な資質・能力・技術を修得する。</p> <p>3 職業倫理を身につけ、専門職としての自覚に基づいた行動ができるようになる。</p> <p>4 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系だてていくことができる能力を涵養する。</p> <p>5 関連分野の専門職種との連携のあり方を理解する。</p>	<p>精神科病院等保健・医療施設及び障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う施設等福祉施設における精神障害者援助実習には、精神障害者のプライバシーに十分配慮しつつ、下記の内容を必ず含めることとする。但し、4は必要に応じ行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実習オリエンテーション 2 視聴覚学習 3 現場体験学習 4 見学実習(急性期病棟など) 5 専門援助技術実習指導 6 リハビリテーション実習指導 7 配属実習 8 全体総括